

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 西山 勝

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

昭和 4 5 年 1 2 月 1 0 日付け 4 5 原第 7 6 6 1 号をもって設置許可を受け、設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項について、次の事項の記述の一部を改める。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した日本海南西部の海域活断層の長期評価（第一版）の知見を踏まえ、基準地震動を追加し、基準津波を変更する。併せて、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止した代替緊急時対策所に関する記述を削除し、関連箇所の記載を適正化する。